

土壌環境基準が改正されました (カドミウムに係る農用地における基準値改正)

土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月環境庁告示第46号)においては、27項目について基準値が設定されており、カドミウム、砒素および銅の3項目については、農用地^{※1}における基準値も設定されています。

平成22年6月16日環境省告示第37号において、カドミウムに係る環境基準が下表の通り改正されました。

また、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件^{※2}等についても同様の改正が行われました(平成22年6月16日政令第148号)。

※1: カドミウムについては米に対し、また、砒素及び銅については、田に限る。

※2: 農用地の特定有害物質(カドミウム、銅及び砒素)による汚染が認められる地域及び汚染のおそれ著しい地域として、都道府県知事が農用地土壌汚染対策地域として指定する際の要件。

農用地土壌汚染対策地域として指定されると、都道府県知事は農用地土壌汚染対策計画を策定。策定計画に基づき、都道府県等は客土や地目変換等の対策を実施する。

カドミウムに係る環境上の条件(環境基準)

改正前	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
改正後	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、 米1kgにつき0.4mg以下 であること

※環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては平成3年8月環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件(改正内容)

<p>令第2条第1項第1号関係 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えると認められる地域であること</p>
<p>令第2条第1項第2号関係 第1号に該当する地域の近傍の地域のうち、第1号の地域と同程度以上に土壌にカドミウムを含有し、かつ、概ね同一の土性を有する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び第1号の地域との距離その他の立地条件からみて当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められるものであること</p>

米中カドミウムをはじめ、環境・材料試料中に含まれる金属の分析は
日鉄テクノロジー(株)広畑事業所へおまかせ下さい